

令和6年度「児童養護施設等の生徒への受験料等支援」に係るQ&A 【令和6年7月18日版】

独立行政法人日本学生支援機構

児童養護施設等の生徒への受験料等支援について、多くいただいたお問合せ事項を記載しています。

I. 支援対象者の要件

Q1 児童養護施設等を退所していますが申請は可能ですか。

児童養護施設等に在籍していることが要件のため、対象とはなりません。

**Q2 高等学校本科を「卒業後2年以内」としているのは、どうしてですか。
また、外国籍の場合は、なぜ在留資格の要件があるのですか。**

大学等へ進学後、日本学生支援機構の奨学金（給付・貸与）が申請可能となるよう、申請の要件を合わせたものです。

※ 授業料等減免及び給付奨学金の申請が可能となる大学等についてはこちらから確認できます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm

Q3 既に大学等に進学していますが、改めて受験をする場合、申請できますか。

既に大学等へ進学・在籍している場合には、本支援金の対象外です。

ただし、高等専門学校3年生が新たに大学等へ進学を希望する場合は申請可能です。

Q4 職業訓練校の受験は対象になりますか。

本支援金は大学等への受験料支援のため、職業訓練校の受験は対象となりません。

Q5 対象者が日本学生支援機構の奨学金の予約採用や入学時特別増額貸与奨学金等を申請している生徒の場合、受験料等支援の給付を受けると、貸与総額に制限が付く等の影響が出ますか。

奨学金の申請には影響しません。それぞれ申請条件・手続方法が異なりますが、条件に合えばそれぞれに申請することが可能です。

Q6 他の経済的支援策を受けている生徒を支援の対象とすることは可能ですか。

可能です。ただし、他の経済的支援策において、併給が禁止されている場合がありますので、確認のうえ申請してください。

II. 支援金の申請と交付

Q7 支援金は、返還の必要がありますか。

大学等を受験した場合、返還の必要はありません。受験してもなお残金が生じた分は修学に係る費用に充てる等、進学に向けた準備に活用してください。

大学等の受験を取り止めた場合は、その対象者の分の支援金については児童養護施設等より返還いただくこととなります。

Q8 受験料支援の交付が取り消される場合がありますか。

申請者・対象者が対象者の要件を満たさない場合や、本事業の趣旨に外れた用途、若しくはその他不正の行為により支援金の交付を受けたことが判明したときには、当該支援金の交付を取り消し、返金を求めます。特に悪質な不正が行われた場合や、一括返還に応じない場合には、施設等の所属する全国団体に連絡し、施設名称や代表者氏名等を公表する場合があります。

Q9 支援金の一部を、児童養護施設等の事務経費（人件費等）に充てることは可能ですか。

本支援金は生徒への支援以外の用途は認められませんので、人件費や生徒に現金を振り込む際の手数料等に充てることはできません。

Q10 申請後、支援金が申請した口座に振り込まれるのはいつですか？

申請者の人数や申請時期にもよりますが、申請から約1か月半後を予定しております。支給が決定した児童養護施設等には、振込時期等を記載した交付決定通知を「申請書」記載の住所へ送付いたしますので振込予定日を確認してください。

Q11 生徒への支援はいつまでに実施しなくてはならないのでしょうか。

受験料の納付期限までに行ってください。

Q12 交付決定の通知を受けた後、支援金が振り込まれる前に、申請者が当該生徒に受験料等を立て替えて交付してもよいでしょうか。

交付決定の通知以降であれば結構です。ただし、後日必ず支給金額 20 万円を生徒に支給し、生徒から「支援金受領報告書」の受領欄にサインを受け、受験票のコピーを徴収してください。

Q13 この支援事業を知ったのが大学等の受験をした後でした。受験後であっても申請できますか。

申請できます。生徒への支援は原則、受験料の納付期限までとしています。支援事業への申請は申請受付期間内であれば可能です。申請者が支援金の交付前に受験に要する諸費用を立て替えた場合に、支援金を支払い分に充当することも可能です。ただし、対象者には支給金額 20 万円を支給し、「支援金受領報告書」の受領欄へサインをさせていただきます。また、受験票のコピーを徴収してください。

Q14 申請書等の提出書類について、機構ホームページよりダウンロードし、印刷したものに手書きで必要事項を記載し、郵送してもよいでしょうか。

記載方法については手書きでも構いません。ダウンロードしたエクセルファイルでは、一部の記載内容をプルダウンリストから選択できますが、手書きの場合は、記入例やダウンロードしたファイルを参照し、書類に記載漏れ等がないことを確認し提出してください。

なお、提出書類がダウンロードできない場合などがありましたら、問合せ先に相談してください。

Q15 申請書等の提出書類に公印は必要ですか。

公印の押印は不要です。

なお、本機構が発出する文書についても公印は押印しません。

Q16 振込先口座は対象となる生徒本人の口座ですか。

振込先は申請いただく児童養護施設等の口座を指定してください。対象者一覧に口座情報を記入し、その口座の通帳コピーを添付して申請してください。

Q17 申請書、対象者一覧、振込先口座の通帳コピー（口座番号・支店名・口座名義人が分かるもの）以外に提出するものはありますか。

里親又はファミリーホームの場合には、加えて、「里親委託証明書」（原本）、もしくは「里親委託通知書」（コピー）及び「住民票の写し」（養育者と対象生徒の続柄の確認できるもの／原本）が必要です。また、対象生徒の国籍が外国籍の場合

合には、在留資格及び在留期間の要件に関する証明書類が必要です。

Q18 受験票が受験校より発行されない等、受験票のコピーが提出できない場合、支援金の受領報告時に何を提出すればよいでしょうか。

原則、受験票のコピーの提出が必要ですが、受験校の合否通知書のコピーの提出も可能です。なお、受験校の合否結果は問いません。